

生駒市立小学校 30・35人学級実施要綱新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">生駒市立小学校 30人・35人学級実施要綱</p> <p>第1条 この要綱は、奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の規定する公立小・中学校の学級編制基準並びに教職員定数の配当基準（以下「県学級編制基準」という。）とは別に、少人数による<u>よりきめ細かな教育</u>を行うため、生駒市立小学校（以下「小学校」という。）の通常学級において実施する少人数学級編制について、必要な事項を定め、もって子どもたちの確かな学力の定着を図ることを目的とする。</p> <p>（学級編制）</p> <p>第2条 生駒市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、県学級編制基準に基づき学級編制を実施した場合、小学校第1学年の1学級の児童数が<u>30人を超えるとき及び小学校第2学年の1学級の児童数が35人を超えるときは、予算の範囲内において、小学校第1学年にあつては1学級当たり30人以下、小学校第2学年にあつては1学級当たり35人以下の学級編制</u>（以下「30人・35人学級」という。）を実施することができる。</p> <p>（学級編制の同意）</p> <p>第3条 市教育委員会は、30人・35人学級を実施することに際し、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第5条の<u>規程</u>により、あらかじめ県教育委員会に協議し、同意を得なければならない。</p> <p>（教員の任用）</p> <p>第4条 30人・35人学級を実施するために必要な教員（以下「市費教員」という。）は、市教育委員会が臨時的に任用するものとする。</p> <p>（市費教員の職務）</p> <p>第5条 市費教員は、学校長の指示のもと、他の教員と連携し、30人・35人学級を実施する学年において学級担任となることとする。ただし、学校の運営上特に必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>（実施手順）</p> <p>第6条 学校長は、<u>毎年3月20日現在において、県学級編制基準に基づく学級編制を行った場合、小学校第1学年の1学級の児童数が30人を超えるとき及び小学校第2学年の1学級の児童数が35人を超えるときは、生駒市立小学校30人・35人学級実施協議書（様式第1号）を市教育委員会に提出して協議するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">生駒市立小学校 30人<u>程度</u>学級実施要綱</p> <p>第1条 この要綱は、奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の規定する公立小・中学校の学級編制基準並びに教職員定数の配当基準（以下「県学級編制基準」という。）とは別に、少人数によるきめ細かな教育を行うため、生駒市立小学校（以下「小学校」という。）の通常学級において実施する少人数学級編制について、必要な事項を定め、もって子どもたちの確かな学力の定着を図ることを目的とする。</p> <p>（学級編制）</p> <p>第2条 生駒市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、県学級編制基準に基づき学級編制を実施した場合、小学校第1学年<u>において、1学級の児童数が32人を超えるときは、予算の範囲内で1学級当たり32人以下の学級編制</u>（以下「30人<u>程度</u>学級」という。）を実施することができる。</p> <p>（学級編制の<u>届出</u>）</p> <p>第3条 市教育委員会は、30人<u>程度</u>学級を実施することに際し、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第5条の<u>規定</u>により、県教育委員会に<u>届け出るものとする</u>。</p> <p>（教員の任用）</p> <p>第4条 30人<u>程度</u>学級を実施するために必要な教員（以下「市費教員」という。）は、市教育委員会が臨時的に任用するものとする。</p> <p>（市費教員の職務）</p> <p>第5条 市費教員は、学校長の指示のもと、他の教員と連携し、30人<u>程度</u>学級を実施する<u>第1学年の</u>学級担任となることとする。ただし、学校の運営上特に必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>（実施手順）</p> <p>第6条 学校長は、<u>新年度の</u>県学級編制基準に基づき<u>3月に行われる新年度の</u>学級編制<u>において、</u>小学校第1学年の1学級の<u>予定</u>児童数が<u>32人</u>を超えるときは、生駒市立小学校30人<u>程度</u>学級級実施協議書（様式第1号）を市教育委員会に提出して協議するものとする。</p>

(実績報告)

第7条 30人・35人学級を実施するために市費教員の配置を受けた学校長は、該当年度における30人・35人学級について生駒市立小学校30人・35人学級実績報告書(様式第2号)を市教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(実績報告)

第7条 30人程度学級を実施するために市費教員の配置を受けた学校長は、該当年度における30人程度学級について生駒市立小学校30人程度学級実績報告書(様式第2号)を市教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。